



デマンド交通乗合サービス  
チョイソコかりや運行事業  
業務仕様書



## 1 事業目的

高齢社会の進展や家族送迎の負担など、市民の暮らしにおける移動の需要は多様化しており、公共交通の重要性はさらに高まっている。

刈谷市では、主に中学校区が地域の生活圏となり、地域内での移動と刈谷駅周辺の中心部への移動需要が高い傾向がある。

刈谷市北部地域は、市中心部へ移動する幹線バス路線は整備されているが、東西を移動する公共交通がないことや、大型車両の走行が難しい狭あい道路が多く、他の地域と比べて公共交通(鉄道・バス)利用圏域のカバー率が特に低いことが交通課題となっている。また、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛の影響もあり、フレイル予防の必要性や人と人の交流、地域経済の活性化など、市民の暮らしと地域社会を支え、発展させていく取組が求められている。

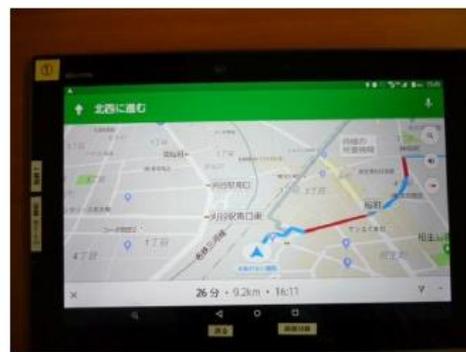
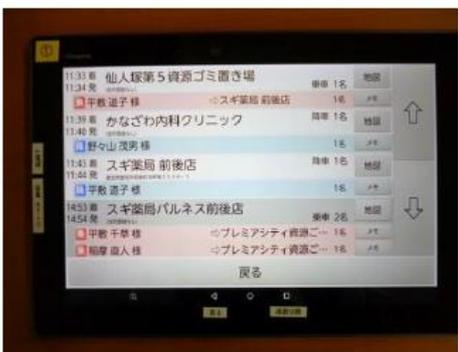
これらの課題に対して、地域内交通としてデマンド交通機能を導入することで公共交通のカバー率が低い北部地域内において、買い物や通院など市民の生活に必要な移動手段を確保するとともに、高齢者等の外出を促進し、健康増進や交流とにぎわいの創出を図ることで、活気のある地域づくりに寄与できるものと考え、北部地域において実証実験を実施する。

## 2 事業内容

### (1) デマンド交通

デマンド交通の運営は、株式会社アイシンが行う。また、オペレーションセンターを開設し、車両に対しての運行指示を行う。

※運行事業者が、オンデマンドシステムの導入やオペレーターを設置する必要はなし。



## (2) 運行車両及びルート

運行車両は10人乗ハイエースを予定しており、株式会社アイシンが調達し、運行事業者に無償貸与する。

運行事業者は、株式会社アイシンが調達するタブレット（運行指示用車載器）のナビゲーションシステムに従い、運行する。

また、車いすによる直接の乗降は車両の仕様上不可である。ただし、介助者の同行により乗降が可能かつ車いすが車両に収納できる場合、車いす利用者でも利用可とする。

## (3) 乗降場所

乗降場所は、運行地域の指定乗降場所、公共施設、協賛企業の店舗などに設置した停留所とし、その間の移動を行う。停留所については、刈谷市が指定する場所のみとする。

また、利用者が予約時間に乗車場所にいない場合、オペレーションセンターに連絡して通過することとする。自ら乗り降りできない場合、介助者が同行する場合のみ乗車可とする。

なお、乗降場所の追加・変更があった場合は、株式会社アイシンから運行事業者へ速やかに連絡を行う。

## (4) 運行日・運行時間

平日のみ(土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は運休)の運行とし、運行時間は8時30分から16時までの降車の予定とする。

## (5) 利用者

利用者は、事前に会員登録を行い乗車する。

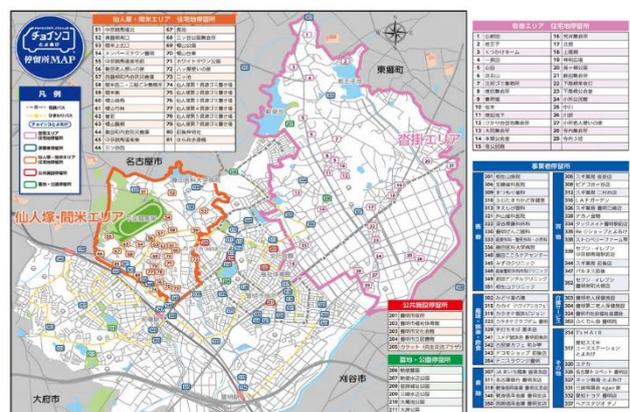
ただし、会員と同乗である場合には、会員以外の同乗も可とする。

なお、会員登録等の手続きは、オペレーションセンターが行う。

※会員証イメージ



※停留所イメージ



#### (6) 運賃

1人あたり200円～300円の定額運賃とする予定である。運賃收受については、株式会社アイシンが用意する非接触決済機での決済または現金で、乗務員が車両内で行う。

收受した金額は日々ごとに算出し、毎月末で締めて翌月5日頃までに株式会社アイシンへ報告をする。

運行事業者から非接触決済機の提案を受けた場合は、別途協議を行う。

#### (7) 運行費用

運行事業者の運行にかかる費用は、利用者からの運賃と株式会社アイシンが支払う地域交通支援金により運営するものとする。

また、運行事業者と株式会社アイシンで取り決めた1日当たりの保証金額より利用者からの運賃収入が下回る場合は、不足金分を株式会社アイシンが運行事業者へ支払うものとする。

### 3 エリア展開予定

本事業は、刈谷市内の国道1号以北の市域及び富士松駅、富士松支所を想定しており、車両1台でオンデマンドシステムにより運行する予定である。

なお、道路運送法第21条による実証実験を行い、実証結果を踏まえて、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けての運行に切り替える見込みであり、運行事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業を見据えた準備を行うこととする。

### 4 その他運行に関すること

#### (1) 車両

株式会社アイシンが用意した車両(ラッピング済)で運行する。

ただし、点検・修理等が必要な場合は、運行事業者が代替車両(予備車両)を用意することとする。代替車両がセダン型の場合、複数車両による並走運行も可とする。

燃料は、株式会社アイシンが用意するガソリンカードを利用して給油することとする。車両の任意保険・保管、日頃の清掃・洗車・日常メンテナンス及び緊急時に乗務員と連絡が取れる手段等は運行事業者が用意・実施することとする。

#### (2) 乗務員

運行時間に合わせ、複数の乗務員の交代により運行しても良いが、交代に要する時間をできる限り少なくすることとする。

また、乗務員は、株式会社アイシンが行うナビゲーションシステムの操作方法、乗降場所等の研修を受講し、システム操作技術を習得した者しか運行することができないこととする。

(3)待機・休憩・交代場所

待機・休憩・交代については、運行事業者決定後、協議を行って決定する。  
乗務員の休憩については、必要な休憩時間を確保した実施体制で運行する。

(4)オペレーター

予約受付・配車指示、オンデマンドシステムの管理は、オペレーションセンターが行うため、運行事業者がオペレーターを設置する必要はないが、緊急連絡等で運行事業者を通じて乗務員に連絡を行う場合がある。

なお、運行事業者は本運行専用の携帯電話(専用ダイヤル)を用意することとする。

(5)旅客自動車運送事業者の法令遵守

運行にあたり法令を遵守して必ず行うこと。また、本事業以外でも行政処分の通達があった場合は速やかに報告すること。

(6)問い合わせ等の対応

利用者登録・予約・配車に関する利用者からの問い合わせについては、オペレーションセンターで対応するが、運転に関する問い合わせや苦情は、運行事業者が受ける場合がある。

## 5 問い合わせ先

刈谷市 都市政策部 都市交通課 内藤、岡田

Tel:0566-95-0004

E-mail: tokou@city.kariya.lg.jp

株式会社アイシン ビジネスプロモーション部チョイソコ営業G 大屋、上原

Tel:0566-62-8135

E-mail: [hayato.uehara@aisin.co.jp](mailto:hayato.uehara@aisin.co.jp)(上原)